【規程番号　神女大短Ｖ－003】

神戸女子大学・神戸女子短期大学自転車通学規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（ 以下「本学」という。）ポートアイランドキャンパスに在籍する学生が、通学に自転車を使用し、本学の指定する場所に駐輪する場合の許可手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（自転車使用の許可）

第２条　自転車を使用する通学は、次の各号に該当する場合に許可するものとする。

（1）ポートアイランドの一期地区内に居住する学生で、自転車による通学を希望する場合

（2）特別の事情がある者で、特に学長が認めた場合

（申請及び許可）

第３条　前条に該当し自転車を使用して通学することを希望する学生は、学内での運転講習等を受け、学長に自転車通学許可申請書（様式１号）（以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

２　申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

（1）誓約書（様式２号）

（2）防犯登録カードの写し

（3）自転車保険証書の写し

３　学長は、申請書の内容を審査のうえ駐輪が可能な範囲において許可するものとし、許可したときは自転車通学許可書（様式３号）を交付する。

（自転車通学の許可条件）

第４条　自転車による通学を申請する者は、次の各号の自転車保険に必ず加入していなければならない。

（1）個人賠償責任１億円以上

（2）死亡・後遺障害 400 万円以上

（運転遵守事項）

第５条　自転車による通学は次の各号を遵守すること。

（1）道路交通安全に関する法令を遵守し安全運転に努めること

（2）運転時にヘルメットを着用すること

（3）前照灯・ブレーキ・鍵を設置すること

（4）道路交通法に則した自転車を運転すること

（許可の取消し）

第６条　運転者が、次の各号に該当した場合は許可を取消すものとする。

（1）第２条の各号に定める使用許可の要件を欠いた場合

（2）運転禁止事項に違反して交通事故を起した場合

（3）運転禁止事項に著しい違反があった場合

（4）本学が指定した場所に駐輪していない場合

（5）駐輪場に自転車を長期放置した場合

（6）その他本学が取消しを必要と認めた場合

（報告義務）

第７条　運転者が、通学途上及び学内で交通事故を起した場合は、直ちに本学に報告し、指示に従わなければならない。

（責任の所在）

第８条　運転者が通学途上及び学内で起した事故については、本学は一切の賠償責任を負わない。

２　運転者の自転車の駐輪中に発生した破損及び盗難等による損害については、本学は一切の賠償責任を負わない。

（本学の損害賠償請求）

第９条　運転者が通学途上及び学内で事故を起し、そのために本学が損害を受けた場合は、本学はその損害について運転者に賠償を請求することができる。

（業務の所管等）

第10条　この規程に定める業務は、学生課が所管する。

２　この規程に定める申請書等は、学生課に提出するものとする。

３　学生課は、自転車使用による通学が許可されたときは、許可申請書を提出した学生に通知する。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学自転車通学規程及び神戸女子短期大学自転車通学規程は廃止する。